

【予防接種法の目的】 ①伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延の予防 → 公衆衛生の向上及び増進に寄与
②予防接種による健康被害の迅速な救済

○ 予防接種とは

感 ⑤ 挿して免疫の効果を得させるため、予防に有効で
あ 認 確認されているワクチンを人体に注射、又は投与

○ 種を行う疾病とは

「一 』※
そ 及びまん延を予防することを目的とするもの
… ア
… き
… 白髄炎(ホ)

① 予防接種法の対象となる疾病・ワクチン

… 炎
… 定
… 政令で定める疾患
「二 』※
催 病又はその重症化を防
予 する
… エンゲ
… 重時

… 重時
… ※ 努力規定に差がなし

○ 実施体制

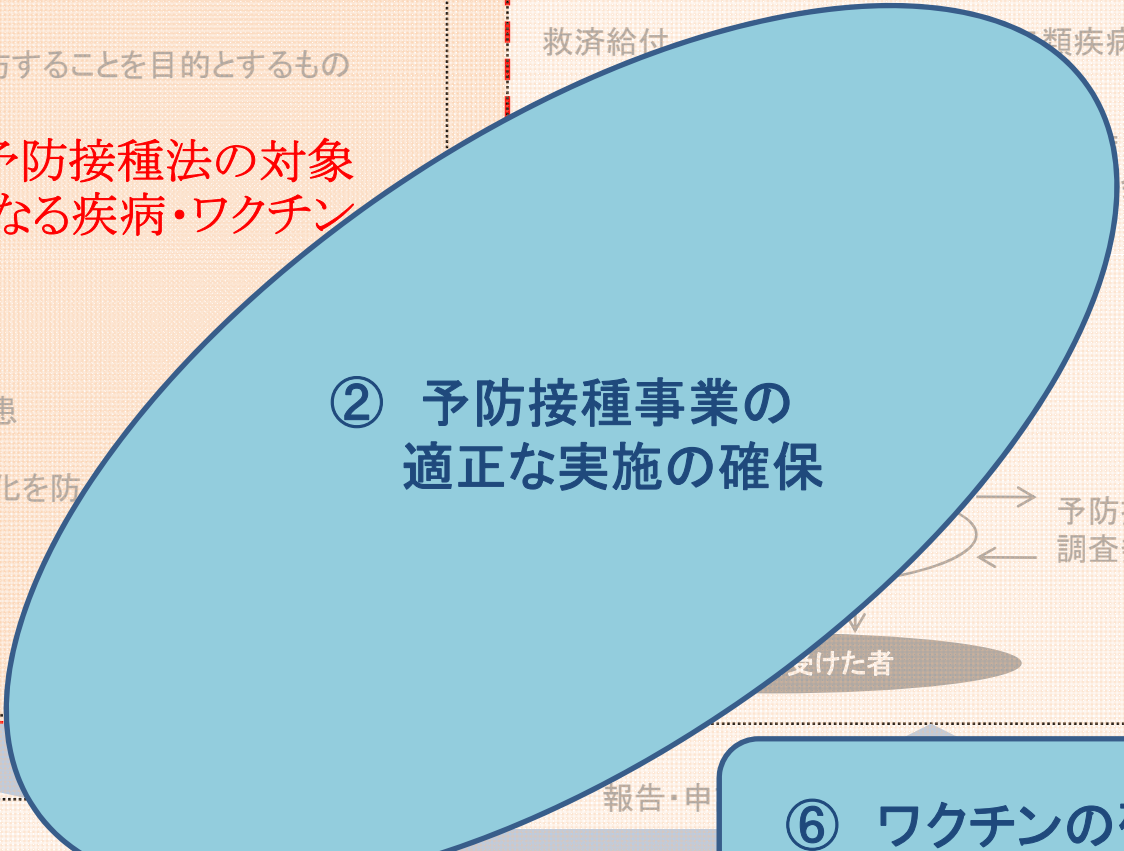
<定期接種時>

③ 予防接種に関する情報提供

○ 健康被害救済

救済給付 類疾病 に差があり

… 障害認定
… 会



② 予防接種事業の適正な実施の確保

予防接種健康被害調査委員会

受けた者




報告・申

④ 接種費用の負担

⑥ ワクチンの研究開発と基盤整備の確保

ご議論いただきたい事項について

(1) 予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方

- ① 予防接種に対する考え方  資料2(第13回予防接種部会にて検討)
- ② 疾病・ワクチンに対する考え方  資料2(第13回予防接種部会にて検討)
- ※ 個別疾病・ワクチンの評価等について  ワクチン評価に関する小委員会にて検討

(2) 予防接種事業の適正な実施の確保



(3) 予防接種に関する情報提供のあり方



(4) 接種費用のあり方



(5) 予防接種に関する評価・検討組織のあり方

- ① 組織についての考え方  資料〇(第13回予防接種部会にて検討)
- ② 評価に対する考え方  資料〇(第13回予防接種部会にて検討)

(6) ワクチンの研究開発の促進と生産基盤の確保のあり方

